危機管理会議

日　時：令和６年 10 月 17 日（木）午後５時から
場　所：県庁３階　特別会議室

協議事項
○北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（今シーズン国内１例目）

危機管理会議　配席図

危機管理部長　　政策監　　危機管理部副部長

知事戦略公室秘書幹

県警本部警備部警備課長

教育委員会教育政策課長

病院局総務課長

企業局次長

県土整備政策課長

経済産業政策課長

保健福祉政策課長

危機管理部次長

安全衛生課長

政策企画課長

観光スポーツ文化部次長

生活環境政策課長

こども未来政策課長

農林水産政策課長

鳥獣対策・里山振興課長

畜産振興課長

（ＷＥＢ会議）

南部総合県民局地域創生防災部長

西部総合県民局地域創生観光部長

出入口

プレスリリース

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

Tweet 印 刷

令和6年10月17日
農林水産省

本日（10月17日（木曜日））北海道の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内1例目）が確認されました。
これを受け、農林水産省は、本日10時00分から「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。
「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：北海道厚真町
飼養状況：約1.9万羽（肉用鶏）

2.経緯

（1）昨日（10月16日（水曜日））、北海道は、道内厚真町の農場から、死亡羽数の増加がみられる旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
（2）同日 23時40分、当該農場の鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
（3）本日（10月17日（木曜日）9時45分、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和6年10月17日（木曜日）10時00分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

4.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html （外部リンク）
（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：大倉、植田
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994

公式SNS

関連リンク集
農林水産省トップページへ

農林水産省
住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）代表番号へのお電話について
法人番号：5000012080001

ご意見･お問い合わせ
アクセス･地図

サイトマップ　プライバシーポリシー　リンクについて・著作権　免責事項

Copyright：Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

資料②

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察（強化）	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	野鳥サーベイランス 通常時（対応レベル1） ・定期的に集団飛来地の糞便調査	野鳥サーベイランス 近隣国で分離（対応レベル2） ・必要に応じて、巡回頻度・監視対象野鳥を拡大	野鳥サーベイランス 国内単一箇所で陽性 （対応レベル2） ※家きんで発生した場合は「対応レベル3」 ・「野鳥監視重点区域（10km）」指定 ・糞便調査（検査検体数の増加）	野鳥サーベイランス 国内複数箇所で陽性 （対応レベル3） ・「野鳥監視重点区域（10km）」指定 ※県内の単一箇所で陽性の場合は「ステージⅣ」の対応	野鳥サーベイランス 国内複数箇所で陽性 （対応レベル3） ・「野鳥監視重点区域（10km）」指定
	家きん	遠方諸国等で発生	近隣国で発生（韓国・ロシア極東）	国内で発生	近隣県で発生 （四国、兵庫、大阪、和歌山：7府県）	近隣県で発生 （複数地域・短期間続発）
解除基準				家畜伝染病予防法第32条に基づく、移動制限区域の解除		
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼（家伝費措置）	・「ステージⅡ」と同対応	・「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導 （リスク分析に基づく巡回指導） ・養鶏関係者への情報提供（海外発生状況など） ・死亡羽数の報告徴求（月1回）（法第52条第1項）	・飼養衛生管理の巡回指導強化 （高リスク養鶏場の重点指導） ・消毒要請（消石灰散布） ・その他は「感染観察」と同対応	・消毒命令（法第9条）と消石灰配布 ・ねずみ駆除命令（法第9条）と殺鼠剤配布 ・死亡羽数の報告徴求（週1回）（法第52条第1項） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・死亡羽数の報告徴求（制限区域内農場：毎日、その他：週1回）（法第52条第1項） ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒（定期） ・殺鼠剤散布（定期） ・県に対し死亡羽数を報告（月1回） ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化（特に重点7項目） ・石灰消毒強化（3週間に1回以上） ・殺鼠剤散布の強化 ・県に対し死亡羽数を報告（週1回） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化（2週間に1回以上） ・県に対し死亡羽数を報告（制限区域内に含まれた農場は毎日、その他は週1回） ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化（1週間に1回以上） ・その他は「ステージⅢ」と同対応

資料③

鳥インフルエンザに係る死亡野鳥についての相談窓口

午前8時30分から午後6時15分まで（夜間・土日祝祭日を除く）		電話番号
県	農林水産部鳥獣対策・里山振興課　鳥獣保護管理担当	088-621-2262
	東部農林水産局（徳島）　林業振興担当	088-626-8582
	南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）	0884-28-9862
	西部総合県民局 保健福祉環境部（美馬）	0883-53-2063
市町村	徳島市　農林水産課	088-621-5248
	鳴門市　農林水産課	088-684-1154
	小松島市　農林水産課	0885-34-9292
	勝浦町　農業振興課	0885-42-1505
	上勝町　企画環境課	0885-46-0111
	佐那河内村 産業環境課	088-679-2115
	石井町 産業経済課	088-674-1118
	神山町 産業観光課	088-676-1118
	松茂町 産業環境課	088-699-8714
	藍住町 建設産業課	088-637-3120
	北島町 まちみらい課	088-698-9806
	板野町 産業課	088-672-5994
	上板町 産業課	088-694-6806
	吉野川市 農林業振興課	0883-22-2228
	阿波市 農業振興課	0883-36-8720
	阿南市 農林水産課	0884-22-1598
	那賀町 環境課	0884-62-1192
	美波町 産業振興課	0884-77-3617
	牟岐町 産業課	0884-72-3419
	海陽町 産業振興課	0884-73-4161
	美馬市　農林課	0883-52-5609
	つるぎ町　産業経済課	0883-62-3111
	三好市　農林政策課	0883-72-7617
	東みよし町　産業課	0883-79-5339

※土日祝祭日 ・夜間の連絡先(県庁衛視室)	088-621-2057

資料④

令和６年１０月１７日
安全衛生課

北海道における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

１　食鳥肉の安全確保

①県内食鳥処理場への搬入状況

・当該養鶏場からの搬入なし

②食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

・搬入農家の確認の徹底
・消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
・異常鶏が確認された場合の早期通報の徹底

③食鳥検査センターへの確認・指示事項

・これまで県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
・出荷状況報告書※及び生鳥検査等の確認の徹底
・異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書 食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

２　愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の対応を実施

・動物園、動物取扱事業者への指導
・飼育者等への啓発

３　その他

・県ホームページ等で食鳥肉・卵の安全性について啓発